

近世琉球士族社会の構成

梅木, 哲人 / UMEKI, Tetsuto

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

1992-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002768>

近世琉球士族社会の構成

はじめに

一、家部と家統

イ、王子家部・按司家部

ロ、地頭家部

ハ、下級士

二、地頭制・知行制・役知制・扶持制

イ、地頭制

梅木哲人

- ロ、知行制
- ハ、役知制
- 二、扶持制
- 三、遣使と家部
- 四、王府財政の概要

あとがき

(付表) A (1) 十九世紀初期家部知行高別上級士一覽

A (2) 十九世紀初頭家部別知行高一覽

A (3) 家部数

B 尚瀬王代遣使

C 地頭・知行・官職〔向姓家語〕湧川家

D 役知一覽

E 十九世紀初期琉球国財政概要

F 石高別扶持方人数

はじめに

琉球は日本近世国家の中で独自の位置を占めている。特に地理的に東シナ海の真中にあることで、古琉球の時代には日本・中国・東南アジアを結ぶ結节点的な役割を果たして来た。

近世になっても中国との正式の外交関係を維持しており、鎖国制下の日本の、外に開かれた四つの口の一つとして一定の役割を果たして来た。このため戦後の歴史学の関心としては、琉球を媒介にして日本の鎖国制の特質を把握しようとする研究や、東アジア国際社会を理解しようとする、主に対外関係史や国際関係論的な関心が、先ず琉球研究の大きな部分を占めて来た。そして多くの優れた成果を生み出していることは周知のことである。

しかし、近世日本の中で、あるいは東アジア国際社会の中で独自の役割を果たしている琉球（琉球国）が、どのような政治・経済的内実を持った国であるのか、あるいは、そのことが日本やアジア世界の中で、どのような意味を持ちうるのかという点については従来の研究は十分であったとはいえない。

このことは、この問題に対する関心が薄かったというより、史料的な問題や方法的な問題が主に阻害的要因になっていたという結果であると考ええる。

本稿はこのようなことを念頭に置いた上で、近世琉球の支配層である士族社会の構成のされ方につ

いて、一九世紀初頭の、その具体的姿を取り出してみることで、独自性を内側から解明しようと試みたものである。

ところで近世琉球は薩摩藩の支配を受けるようになったことで、幕藩制的制度が多く移入される。従って表面的な文言の上では、幕藩制と共通するものが多く見られる。しかしそのことから直ちに近世琉球を本土諸藩と同じ平面で考察することは出来ないと思う。

近世琉球は古琉球の構成に幕藩制的諸要素、しかも薩摩藩的要素が重なっているため、それぞれの要素についての近世琉球での具体的なあり方が把握される必要があるのである。

そこで「まえがき」としては少し冗長になるが、士族社会考察の前提となる三点について、あらかじめ筆者の理解を述べておきたい。

三点とは、士族ということ、家（家部・家統）ということ、及び「琉球一件帳」・「琉球雜記」という史料の有効性ということである。

まず表題にも掲げた士族・士ということについて述べておきたい。

士・士族は近世日本では支配的身分である武士階級のことを示す語であることは言うまでもないことである。

近世の士という身分階層は、歴史的には古代末期に成立し、中世の長い歴史過程を経て、戦国時代にはじまる兵農分離の結果、体制的に成立したものであるといえよう。

この階層の歴史的成長の過程は、土地と農民に対する支配権を確立するいわゆる領土化の過程を基本とすると見ることが出来る。その過程で社会的には人格的隷属関係や主従関係という特有な関係も出来て来たのである。

士・士族という語の背景をこのように考えてみると、近世琉球において存在した士・士族とはどのような存在と考えたらよいのであろうか。

沖縄島を中心とする琉球社会の歴史的展開過程は、日本本州を中心とする地域の歴史過程とは同一でないというという認識は、最近すっかりとした根拠をもって主張されはじめている。⁽¹⁾

琉球は十四世紀に第一尚氏により政治的統一が完成し、十五世紀の尚真王の時代に国家としての機構が確立したと見られている。そして東南アジアと中国・朝鮮・日本を結ぶ中介貿易によって国の繁栄を実現したのである。

この時代の、国王を中心とする支配層の実際については、高良倉吉氏が辞令書という、この時代の公文書を発掘研究することで、刮目すべき成果を挙げている。⁽²⁾ これまで闇の中に隠れていた古琉球の仕組みに光が当てられ、はっきりとした像が浮かび上って来ているのである。

この研究成果によって支配層を見ると、彼らは王を中心としその周囲に何らかのことを媒介にして集って、軍事組織であるとともに、航海体制をモデルに設定された編成組織であるヒキを形成している人々であるようである。土地支配を媒介にして結集して来た本州の武士集団とは明らかに異

なつて見える。

また、近世の地割制は、古琉球社会にその起源は遡ることについては安良成盛昭氏が明らかにしている。⁽³⁾従つて古琉球時代の(近世も勿論)農民の土地へのかかり方は共同体的な保有であり、封建小農の芽も生じていない状況であつたとみるべきであろう。

右のような形の古琉球時代の支配層を、全体としてどのように称呼すべきかについては、これまで明確な規定はない。高良氏は官僚あるいは官人といった言い方をしているが、私もそれに従いたい。ところで古琉球の時代に武士(士)の成立は見られないのに、近世の支配層をなぜ士・士族と称呼するのか。

この点は薩摩藩との関係の開始と関連していることは言うまでもない。近世初頭以後琉球に幕藩制的諸要素が多く移入されたことは前述したが、近世的身分制もその一つである。

これも周知のことであるが、近世琉球の支配層の確定の上で最も重要な意味を持ったのが十七世紀後半の羽地朝秀(向象賢)の政治であり、その中でも特に家譜の作成ということを通しての支配層の身分の確定であつた。⁽⁴⁾

士という語は薩摩との関係開始の最初の時点から見られるのであるが、支配的身分が確定し、それを士・士族と称するようになるのは羽地政治以後と言つてよいであろう。

その意味で家譜の作成が琉球における兵農分離の過程であつたと類推することは出来よう。

身分の確定の過程は、同時に都市と農村の区別としての意味も持っていた。首里・那覇(久米)・泊が支配層の居住するところとされ、王府の行政機構の面でもこれらの都市部は間切農村と区別されるようになったのである。⁽⁵⁾

家譜については、その形式と内容の構成の面から言えば中国社会の族譜と似ていて、その影響を強く受けていることは明白である。⁽⁶⁾本土諸藩の系図や家譜とは異く趣を異にしている。しかし、羽地政治は薩摩藩の明暦・万治の藩政改革の影響を受けているのであり、さらに幕府による「寛永諸家系図」の編集への島津氏の系図提出後継続される薩摩藩の系図編集の影響も受けていると考えられるので、琉球における家譜編集の最初の動機は幕藩制の整備確立にあつたとみるべきであろう。⁽⁷⁾

それはともかく、琉球の士族とは、このように見てくると近世以前の古琉球時代の支配層を幕藩制的に新しく編成し直したものであるということが出来よう。したがって士・士族といつても武士・領主というような存在ではなく、依然として王の官僚・官人的な性格を濃厚に維持していたのである。

次に士族の家(家部・家統)ということについてみてみよう。

本州における士族社会は、一方においては家産制支配を実現させており、その成立の歴史過程においては家・家督の成立ということもその中に含んでいた。

琉球の士族社会においては家・家督はどのように考えたらよいのであろうか。

この問題については民俗学や社会学などの分野で関心が寄せられて来ているのであり、軽々に結論

めいたことを言うことは出来ない。しかし歴史的な方法で検討することで、違った部分も見えてくるといふこともあろう。

近世琉球においては家の表わし方として二つの言い方があるように思う。一つは家譜に主として記されている「家統」という言い方であり、もう一つは身分制や家格を表現するものとしての「家部」という語である。

家統は文字通り家の系統という面に重点があり、この問題の検討は血縁・親族といった問題に関連するであろう。

これに対して家部は士族社会の構成の単位となっているのであり、士族社会を理解する上で不可欠の語である。

『琉球一件帳』には家部毎の士族名の書き上げが記載されている。それによると家部は王子家部、按司家部、総地頭家部、二方持脇地頭家部、一方持脇地頭家部の五つの家部が記されている。この他に、家部名はないが、下級士族の存在についても記している。

これらの家部は、一方持とか二方持とかいう区別があるように、知行制及び地頭職の授与と関連しているのである。

しかし家部は本来的に家産を前提として成り立っているのではなく、王との関係あるいは逆説的になるが、知行や地頭職を授与されることによって成立しているのである。しかも知行や地頭職は、本

州武士社会のような永続的な家禄ではなく、もともと個人に授けられた一代限りのものであったのである。このような家部のあり方と、士族の官僚・官人的性格とは表裏の関係であることは言うまでもない。

しかしまた、歴史の推移とともに、近世になって新しく移入された知行や地頭職は、世代を重ねて同一家統が同一間切や村を継承するということも行われるようになり、家産的な面も生じて来るのである。奥野彦六郎氏によれば、『跡目簽證』の中に家督という語や家督相続といった語が出てくるようになるのは十八世紀後半ということである。この時期は地頭家部と、その対象である間切や村との結びつきが強くなる時期にも当たっていると見られ、家産制の萌芽が見られはじめた時期であるとみられることも出来よう。しかし、この点に関しては、結論を出すには研究は不足している。

最後に史料について述べてみたい。

近世琉球の士族社会は、これまで見たように士族は官僚・官人であり、家禄の制度も未成立である。従って本土諸藩にみられる軍役あるいは高の書上げなど、士族を全体的に知ることの出来る史料は存在していないようである。士族の表現としての家譜は諸藩には見られないすぐれた記録である。しかしこれはあくまで家統の記録であり、個別的な史料である。

ところで、右の問題に関して『琉球一件帳』(以下『一件帳』と略記する)が極めて有効な史料であることに気付くに至った。『一件帳』は既に二〇年前の一九七〇年に鹿児島県立図書館本を底本と

して『那覇市史』（資料篇一の二）に翻刻されている。しかし若干混乱があるせいか、分りにくくなっていて、このような混乱を正す示唆を得たのは『琉球雜記』（以下「雜記」と略記する）によってある。「一件帳」と「雜記」は内容的に共通していて、順序としては「雜記」に問答形式で記されている事実を整理して出来たのが「一件帳」であると思われる。「一件帳」の末尾をみると、これは宜野湾親方から平田直次郎に宛て、提出されたものであることが分る。また「雜記」の問答も鹿児島的な言い方で記されているので、これらは薩摩側からの申し出で、琉球の種々の実態をまとめたものであると見ることが出来る。従って薩摩側の質問の背景には暗黙のうちに武士社会の常識が働いており、琉球側もこれに合わせて答えているので家部別、知行高別の士族名の書上げなどが記されることになったのであろう。

本稿は以上のことを念頭においた上で右の二つの史料を基本史料として士族社会の構成を複元的に検討してみたものである。

一、家部と家統

「琉球一件帳」には首里に居住する首里士を中心に、久米士、那覇士、泊士の士族の名を家部別、知行別に書き上げた部分がある。

家部の記載のしかたは、王子家部、按司家部、総地頭家部、二方持脇地頭家部、一方持脇地頭家部

に分けてあり、知行高は六〇〇石から十五石までである。もともと一方持脇地頭は地頭職は持っているが、知行高はないので〇とした。

この記載を一覧表にしたのが表 A (1)、A (2)である。A (1)には王子家部から二方持の脇地頭家部まで全部の士族名を記したが、一方持の脇地頭家部については省略してある。A (2)は全ての家部について、その知行高別の人数を全部記してある。

さて、A (1)に記載されている名からどんなことが分るであろうか。

まず、ここに記されてある人々について、人物の同定を行うことで時期を確定してみよう。

王子家部のうち最大の六〇〇石の知行高を持っている宜野湾王子については、「摂政の任職にて」という注記がある。また、総地頭家部で四〇〇石の知行高をもっている与那原親方、玉城親方、伊江親方については「三司官任職にて」と注記がある。

「一件帳」の作成に関係していると思われる宜野湾親方朝昆に近い時期の摂政について調べてみると、宜野湾王子は嘉慶二十二年（一八一七、文化十四）に任職し、同二十五年（一八二〇、文政三）に致仕した尚容宜野湾王子朝祥であることが分る。¹²この尚容は、尚穆王の四男である。¹³このことから知行高四〇〇石の美里王子は尚恪、浦添王子は尚図であることが分る。按司家部の義村按司は同じく尚穆王の三男尚周である。¹⁴

尚容宜野湾王子朝祥は尚穆王の次の王位である尚瀬王の代に摂政を勤めているのである。

それらのことから王子家部は尚穆王の男子であることが分る。

三司官についてみてみよう。先ず与那原親方であるが、嘉慶十年（一八〇五、文化三）から同二十五年（一八二〇、文政三）まで丑日番の三司官職にあった馬異才与那原親方良應と見られる。¹⁵同じく玉城親方は嘉慶二三年（一八一八、文政一）から道光三年（一八三三、文政六）まで巳日番で在職した翁廷棟玉城親方盛林であろう。伊江親方は嘉慶二〇年（一八一五、文化十三）から道光六年（一八二八、文政九）まで酉日番で在職した向承訓伊江親方朝安であろう。

与那原親方と玉城親方の在職期間の重なる時期は嘉慶二三年から二五年までであり、これは宜野湾王子とも重なっている。したがってこの「一件帳」の家部の書上げは嘉慶二十三年から二十五年の間の状態を記したものであるということが判明する。

これは尚瀬王の在任のほゞ真中で、一九世紀初頭の状態を示しているのである。

次に表A(1)、A(2)を参照して各家部について検討してみよう。

家部の分け方について、「一件帳」では五つに分けてあるが、ここでは内容から考えて王子・按司家部と地頭家部の二つの分けて検討してみたい。これは家部の分け方は即ち家格の設定でもあり、王との関係がその第一要件となっていると思われるからである。

(イ) 王子家部・按司家部

王子と按司のことについて、「一件帳」の後部に付されている「位階定品定」の項目に次のような

記事がある。¹⁶

註 御弟部とは王子方之事にて御座候、嫡子よりは按司と唱何篇諸按司同様に候

註 御弟部座敷とは按司より王子位に昇進仕候を御弟部座敷と申候、当分豊見城王子、義村王子、

浦添王子、羽地王子四人被罷居候

これによれば、王子を位階制で表わす場合御弟部というのと御弟部座敷というのがある。御弟部は「一件帳」に記されている「直王子」であり宜野湾王子と美里王子がそれに当ると思われる。御弟部座敷はそれ以外の王子、あるいは按司より王子に昇進した者を指すようである。『雑記』の王子家部を書上げた部分の注記に次の文言がある。

羽地王子・浦添王子は本按司家部で御座り申た所が、此跡御国許に王子使者被差登申た時、王子之位イニ昇進被致申たども云々

羽地王子、浦添王子はもと按司家部であったのであるが、国許（薩摩）へ王子使者を遣す必要から王子の位に昇進したのであるということである。御弟部座敷とはこのような王子であろう。このように王子というのは位階であるだけでなく、家部あるいは家格を示す語としても使われているのである。

按司というのは王子の代が下ると按司となるのであるが、場合によっては再び座敷の王子になった

のである。

家部としての王子・按司は王府の官僚機構や惣地頭職および使者の役目などを受ける主体であった。例えば王府機構の一つである系図座には王子奉行と按司奉行という地位があり、これに王子家部・按司家部の人が就任したのである。そして役知を前者が三〇石、後者が二〇石受けることになっていった。⁽¹⁷⁾

また王子家部・按司家部は間切を領する惣地頭職を授与された。これらは按司地頭と称されるのである。⁽¹⁸⁾

さらにまた王府の外交の中で、日常的な往来ではない、王位あるいは薩摩の藩主または將軍にかゝることに使者の役目を荷ったのがこれらの家部の人達である。遣使のことについては項を改めて検討する。

(四) 地頭家部

地頭家部は、先ず総地頭家部と脇地頭家部の区別があり、脇地頭家部は更に、二方持と一方持に分けられている。総地頭と脇地頭は、間切を領するか村を領するかの違いがあり、二方持と一方持は、知行高をもっているか否かによって区分されているのである。

ところで王子・按司家部は家部成立の根拠として王の子あるいは王の近親ということがあったのであるが、地頭家部はこの点についてはどうかであろうか。

地頭家部においても王との関係が重要な要素となっている場合があることは、長い時間の流れの中では当然のことである。しかしこの家部はそれだけではなく、家統が前近世の時代に尚王家とは別の支配的立場にあった人から出ていたり、古琉球時代の官僚だった人から出ている場合を含んでいるのである。⁽¹⁹⁾

また、この家部は現在の王府の官僚としての働きによっても上昇、下降をしているのである。さて、いくつかの事例をあげて地頭の家部と家統の関係について検討してみよう。

先ず惣地頭家部について、あるが、表A(1)に出ている知行高八〇石の喜屋武親方と、同じく八〇石の湧川親方を取りあげてみよう。

「雑記」の注記によれば、喜屋武親方は喜屋武間切の総地頭であり、湧川親方は越来間切の総地頭である。

「家譜」の中に二人を捜してみると喜屋武親方は「向姓家譜」(喜屋武家)の九世朝郁の項に

同年(嘉慶十年・一八〇五、文化二)十一月二十四日統父之家統拝授喜屋武間切惣地頭職知行高八十斛

という記事がある。⁽²⁰⁾ 次の十世朝昌が同間切を拝授するのは道光七年であるから、「一件帳」の時期の喜屋武間切は向姓喜屋武家九世朝郁に授与されていることを確認できるのである。喜屋武親方とはこの九世朝郁のことである。

同様に湧川親方について捜してみると「向姓家譜」(湧川家)の中の十四世朝傑の項に

嘉慶八年(一八〇三、享和三)癸亥閏二月十四日因継家統転授越来間切地頭並知行高八十石とある。次の十五世朝都が越来間切総地頭職を授与されるのは道光二年であるから「一件帳」の

時期に越来間切を領して湧川親方を称していたのは向姓湧川家の十四世朝傑である。

喜屋武親方の家統は、一世が尚真王第十子羽地王子朝武である。この家統は四世まで王子あるいは按司であるが、五世の時から親方となっている。⁽²²⁾

湧川親方の家統は、尚宣威王の子朝理が一世である。この家統も四世まで王子・按司であるが、五世の時に親方になっている。⁽²³⁾

従って喜屋武親方の家統も湧川親方の家統も王子から出ている家統であり、五世以後親方となったものであることが分る。

これに対して、知行高八〇石の小禄親雲上及び五〇石の伊野波親方、四〇石の座喜味親方らは王から出た家統ではないことを確かめることが出来る。

小禄親雲上は「馬姓家譜」(小禄家)の十一世馬允中である。⁽²⁴⁾この人は嘉慶三年(一七八八)生まれであるが、同一十三年(一八一八)二〇才の時に小禄間切総地頭職と知行高八十石を授与されている。⁽²⁵⁾

伊野波親方は「雑記」によれば本部間切の総地頭である。「毛姓家譜」(伊野波家)によれば十三

世盛盈の項に嘉慶九年に本部間切総地頭職と知行高三〇石を授与され、同十八年(一八一三)に十石を増され、さらに二十四年(一八一九)に十石を増されている。⁽²⁷⁾したがって知行高五十石になったのは「一件帳」の書き上げが行われた丁度その時期であったと見ることが出来る。

座喜味親方は「毛姓家譜」(座喜味家)の十二世盛珍である。⁽²⁸⁾嘉慶十二年に読谷山間切総地頭職と知行高四十石を授与されている。

右に例示した馬姓小禄親雲上は元祖が馬良詮大浦添親方となっている。同家譜の序によれば「吾祖大島酋長與湾大親是也」⁽²⁹⁾ということである。

また毛姓座喜味家統は中城按司護佐丸盛春五世豊見城親方盛統の次男盛泰を元祖としている。⁽³⁰⁾毛姓伊野波家統も中城按司護佐丸の系統である。⁽³¹⁾

これらはいずれも尚王家とは別の家統である。

このように総地頭家部は王子・按司家部と異なり、王の一族でない家統も多く含んでいるのである。協地頭家部においても事情は同様である。ここでもいくつか例示してみよう。

「向姓家譜」(辺土名家)では十六世朝矩が嘉慶十六年に「襲父之家跡賜中城間切熱田地頭職並知行高二十斛」⁽³²⁾とあるように、中城間切熱田村の地頭職を授与されている。知行も授与されているから朝矩は二方持協地頭ということになる。表A(1)の二方持協地頭家部の二〇石のところをみてみると熱田親雲上の名が見える。⁽³³⁾これが辺土名家十六世朝矩であることは間違いない。

この家統は王の一族から出て、六世朝智が小宗を興している。この六世朝智と七世朝了は玉城間切総地頭職を賜っている。しかし同七世朝彌以後は村を領する脇地頭となっている。これは家統が王から遠くなるに従って総地頭から脇地頭に下っていった例である。知行についても同様で、十五世朝長は三〇石であったが十六世朝矩は二〇石となっており、さらに子の十七世朝明は十五石となっている。しかし一方的に下るだけではない。実はこの家統の十四世は十五石であったのであるが、十五世の時に三〇石となっているのである。

これらの地頭職や知行はこれらの家部では王との関係、先祖の勲功、本人の働きなどの要素が加味されて与えられたり与えられなかったりしたものであると思われる。したがって代を追って単純に減少していったということでは必ずしもないといえよう。しかし減少していくことも事実であり、二方持から一方持になることも珍らしくないのである。

『阿姓家譜』(照屋家)によれば、十三世阿思明が嘉慶十五年に越来間切照屋地頭職と知行高十五石を授与されている。³⁴『一件帳』をみると、二方持脇地頭家部の十五石のところに照屋親雲上というのがある。阿思明は照屋親雲上と称していたのであろう。この家統は阿天秩南風原親方を小宗元祖とする家統であり、王から出ている家統ではない。十三世阿思明の時点では二方持脇地頭であるが、この前の九世の時は最初知行はなく、後に知行が授与されているのである。また、この後の十五世の時には再び知行を失ない一方持になっているのである。

なおこの家統が越来間切照屋村地頭職を授与されたのは十三世からであり、その前は大里間切南風原村の地頭であった。照屋地頭職はこの後もこの家統に授与され、十五世の時に明治を迎えるのである。照屋地頭職を授与されたことでこの家統は照屋を姓とするに至ったものと思われる。

ところで、姓については地頭職を有した間切、村名を用いる例が多い。

地頭職は本来は一代限りの授与であった筈であるが、『家譜』をいろいろ検討してみると、実際にはその家統に代々授与されている例が多い。しかし、ある家統とある地頭職が結びつくようになるのは、康熙年代の末頃から雍正時代にかけて、即ち十八世前半頃のような³⁵。

二方持、一方持にか、わらず地頭家部が特定の間切や村との関係を強めるといことは士族社会の固定化、安定化を意味しているといえることができるのではないだろうか。

地頭家部は、以上見て来たように王との関係あるいは別の系統といった横の広がり、また世代の経過といった縦の流れの中にあるのであり、王府の職制や知行制の上からいっても、また実際の働きの上からいっても、士族層の最も中心をなす家部であるということが出来よう。

(ハ) 下士級

王子・按司・地頭家部を上級士とすると、地頭職も知行も持っていない下級の士も多くいた。『一件帳』ではこれらを士とのみ記しているが、ここでは下級士として検討してみる。

『一件帳』にある士の家部数を表A(3)にまとめてみた。

表によれば首里に一、四九七家部、那覇・久米村に一、二四二家部、泊村に二一九家部、合計二、九五八家部の数字が出ている。

しかし「一件帳」には明記してはないが、これらの数字の中には上級士である王子・按司・地頭の家部数も含まれているものと思われる。したがってこれらの数字から表A(2)の上級士の家部数を差引いてみると、首里が一、二二四家部、那覇・久米村が一、一八一家部、泊村が二一八家部ということになる。しかしまた、『雑記』によればこれには町百姓の数も含まれているようである。したがって正確な数字は出てこないが、下級士全部を合計すると二、六〇〇家部前後とみてよいのではなからうか。

士は王府に認められた「家譜」を持っていたのであるから「家譜」の数で士の数を検討することも出来よう。

首里・那覇（実際には久米村も泊村も含まれている。）の家譜目録である「氏集」³⁶によってみると、「惣合式千八百九拾老冊」と記されている。「氏集」には「光緒二十年甲午二月」の年月が記されているが、内容は旧系図座の家譜の目録に近いものであろうから「一件帳」に記された数字とそれ程差はないものと思われる。

「一件帳」の上級士三三三三と下級士二六〇〇の数を合計すると約二千九百三十家部であるから、「氏集」の二千八百九拾老冊とほぼ一致する。

これによって上級士・下級士の比率を求めてみると、上級士が十一パーセント、下級士は八九パーセントということになる。

下級士が圧倒的に多いことは明白である。

ところで約二千六〇〇の下級士は王府機構にどのようにかゝっていたのであろうか。いくつかの具体的な例で考えてみよう。

首里士の「蘇姓家譜」八世憲英の項に次のような記載がある。³⁷

尚温王世代

乾隆六十年乙卯四月二十二日為三司官馬氏与那原親方良矩返与力

嘉慶五年庚申二月二十六日為法司官馬氏与那原親方良頭与力

同七年壬戌二月四日為申口方寄筆者

尚瀬王世代

嘉慶十二年丁卯二月朔日為申口方相附筆者

同十四年己二月朔日為同所筆者

同十九年甲戌二月朔日奉 命為進貢小唐船脇筆者

同二十五年庚辰六月七日為錢御藏大屋子

憲英は乾隆三三年（一七五八、宝暦八）生まれであるから二八才の時に三司官の与力となり、これ

を二度勤め、三五才で申口方の寄筆者となり、相附筆者を経て四二才で筆者となっている。そして「一件帳」の作成された時点である一九世紀初頭は錢御蔵大屋子の職にあったのである。

三司官与力は王府から扶持が与えられるが、申口方寄筆者は扶持は無い。申口方相附筆者になって四石、筆者になって五石の扶持があった。⁽³⁸⁾ 錢御蔵大屋子も五石である。⁽³⁹⁾ 憲英は途中で進貢小唐船脇筆者も勤めているが、最後は錢御蔵大屋子で終わっているのである。

那覇士の「朝姓家譜」の譜代四世盛命の項の尚瀬王世代の部分には次のように記されている。⁽⁴⁰⁾

嘉慶十五年庚午十二月朔日為親見世大屋子

同十九年甲戌四月十八日為寄大和横目（勤役二ヶ月）

同二十一年丙子五月二十二日為寄大和横目（勤役二ヶ月）

本年六月十五日為那覇惣横目

嘉慶二十三年戊寅十二月朔日為那覇惣横目

同二十五年庚辰四月九日為寄大和横目（勤役五ヶ月）

道光元年五月朔日為寄大和横目（勤役十五ヶ月）

同二年壬午十二月朔日為高嶺間切検者（勤役三ヶ年）

同十四年甲午八月三十日為大和横目

盛命は親見世大屋子（扶持五石）の後度々寄大和横目を勤め、高嶺間切の検者（間切の扶持）を経

て最後は大和横目（扶持六石）で終わっている。

このように見てみると下級士の王府へのか、わり方は二通りあるようである。一つは三司官の与力のように上級士に付随する形であり、もう一つは王府の下位の官職に就くことである。

上級士に付随するものとしては、与力の他に大親、儀者、赤頭などの例が「家譜」に見られる。

「尚姓家譜」（義村家）の一世尚周の項に

本年（乾隆三十六）六月廿八日恭蒙附賜儀者五人赤頭五人

本年十二月十一日恭蒙附賜座敷大親一員毛姓津波古盛敷

と記されている。⁽⁴¹⁾ 尚周は儀者、赤頭、大親を王から賜っているのである。

大親、与力、儀者、赤頭の実態については明らかでないところが多いが、これらは上級士に付随するといっても、前に見たように期限があるのであり、王府から扶持を貰っていたのである。したがって上級士に人格的に隷属した存在ではなく、官職の一つなのである。したがって任期が終れば別の官職に移るのであり、このような勤めを経てより高い扶持の官職に昇っていったのである。

王府の諸機構の下級士の官職についてはどうであろうか。

王府の諸機構は、評定所を頂点として多くの部局があるが、例えば泊地頭に属する部局である寺社奉行について例示すると次のようになっている。⁽⁴²⁾

寺社奉行 出家方寺院中御法事御日忌、且首里泊久米村諸間切横目筆携候事

一、按司奉行老人 老年詰十二月代り 役知式拾石

一、親方奉行老人 右同 同式拾石

一、中取三人 内老人仮中取 五石づつ、

一、筆者二人 内老人六月代り十二月代り四石づつ、

一、仮筆者式人 一花当式人

一、公事拝三人 式石づつ一首里横目

一、那覇横目

寺社奉行所の中には、按司奉行一人、親方奉行一人がおり、これらは役知が二〇石あったのである。前にも見たようにこれらは上級士のいわば約束された地位である。中取以下が下級士の分担するところである。中取は五石、筆者は四石の扶持が与えられることになっている。しかし仮筆者、首里横目、那覇横目には扶持の記載が無いので扶持は無かったのであろう。

⁽⁴³⁾ 下級士の就く官職はこのように決まっています。扶持も八石から一石まで様々に決まっていたのである。

しかし下級士の総家部数からすれば、このような官職は数が限られていた。

今試しに『近世地方経済史料』十巻に記載されている扶持方の一覧に出ている人数を表示してみると表Fのようになる。人数の合計は七〇八人である。すなわち七〇八人は何らかの官職に就き、扶持

を貰うことが出来るが、残りの約一、八九〇家部はそれが出来ないということになるか。これも比率を求めてみると、下級士のなかの二七パーセントが官職に就き扶持を貰うことが出来るが、残りの七三パーセントは官職も扶持も無かったということになる。

このような土がどのような生活をしてきたかについては別に考察する必要がある。

さて、下級士の家統についてあるが、田名真之氏は「このクラスにもかつての脇地頭家や中には古い時期に総地頭を出した家などがあり、またもう一歩で脇地頭に昇れる家や下は屋取士など最終的に任職してない者の系統など千差万別である」と記している。⁽⁴⁴⁾

ここには王の系統の家統はない。古琉球時代の官人を元祖としている家統が多いが、元祖の父母については「父母不知為何人」といったものも多い。

二、地頭制・知行制・役知制・扶持制

近世琉球の士族社会を支える経済的仕組みとして、地頭制・知行制・役知制・扶持制をあげることが出来る。

これらは、用語自体が同じであるので、すぐに中世以来の歴史的展開の上にある本土諸藩の制度を類推させる。しかし、前項の家部・家統で見たように、琉球の士族社会は本土諸藩のそれとは異なった構造を持っているので、その点を考慮に入れて理解されなければならない。

地頭制・知行制・役知制・扶持制のそれぞれについて概略的に検討するが、これらは家部・家統や官職と関連して全体としての王府組織を形成しているのである。

(1) 地頭制

近世琉球士族社会において、地頭制は極めて大きな意味を持っている。

上級士族の家部の区分は、前述したように、地頭であるか否かがその主な基準となっている。ところで琉球における地頭はいつ頃成立し、どのような実態を持っているのであろうか。

この問題については史料の困難性もあり、研究史的にも十分に論じられていないのが現状である。⁽⁴⁵⁾

したがってここでこの問題を十分に解明することは不可能であるので、知り得る範囲内で概要と問題点を述べることにしたい。

まず、地頭については家譜に例えば次のような形で記述されている。

(1) 乾隆五十年乙巳四月二十六日襲父之家統任喜屋武間切惣地頭職賜知行高八十斛⁽⁴⁶⁾

(2) 乾隆十四年己巳五月十五日續父之家統任西原間切石嶺地頭職⁽⁴⁷⁾

(1)は喜屋武間切惣地頭であり、(2)は西原間切石嶺村の脇地頭の任命である。

地頭の任命は、沖繩本島と伊江島や久米島などの周辺の島々の間切や村がその対象とされているので、その数は大体限られていた。表A(2)を見てみると、「一件帳」の時期には総地頭が三五人、脇地頭が二方持・一方持合わせて二一人いたことになる。世代の継承ということや、別の場所への変更

である「転授」もあるので、ある時点での地頭の全体的配置を確定するということは困難なことである。王府の史料にこれを確認出来る史料はないが、「雑記」の注記と、「南島風土記」⁽⁴⁸⁾にそれを知ることが出来るものがある。それらを見ると、全ての間切に按司地頭と総地頭が任ぜられている。脇地頭は全ての村が対象ということではなく、首里の周辺や中頭地方の間切の村々に多く、国頭地方の村々には少ないという傾向がある。⁽⁴⁹⁾

また、地頭は士族の家格である家部を表現するとともに、王府の間切行政と関連する面を持っていたようである。王府は近世になって取納奉行・在番・検者・下知役といった間切、村の行政に直接か、わる役を任命するようになるが、その一方で地頭を介しての地方行政というものも大きな意味をもっていたのである。⁽⁵⁰⁾

たとえば地頭は間切の地方役人の任免や貢租上納の取次ぎなどの役割を果していたが、これらは後に地頭と間切とのいわば私的な結びつきを強めていく要素にもなったのである。

地頭と間切(村)との関係は近世になって出来たものではなく、その背後に古琉球時代の、支配層(大やこもい)と土地(さとぬしところ)の関係を継承している面があることが指摘されている。⁽⁵¹⁾

そもそも地頭という語は古琉球社会には無いのであるが、家譜の記事では島津侵入以前の古琉球の時代に地頭職を授けられたという記事が多く見られる。これらは辞令書と比較してみると、「さとぬしところ」を授けられたということを地頭職を賜ったと記しているのであることはよく知られてい

る。⁽⁵²⁾ 家譜自体は近世の産物であるので、地頭という語が古琉球時代に遡って適用されているのである。⁽⁵³⁾

地頭という語は、近世初頭に移入されたものであるが、これは薩摩藩の地頭制を移入したものであると思われる。⁽⁵⁴⁾ しかし、近世初頭に、古琉球の制度を薩摩藩的な地頭制として再編するに際して、どのような変容があったのかよく分らない。

次に、地頭はそれを授けられた家統（家部）にとつてどういう意味を持っていたのであろうか。

右に述べたように、間切との私的な関係を強め、間切の農民と地頭家の交流も行なわれるということもあるが、⁽⁵⁵⁾ 地頭には王府の規定として地頭作得があった点が最も重要な意味を持っていた。

地頭作得というのは地頭地からの地頭の収入である。

近世琉球の農村は地割制が行われており、士族社会同様家産は成立せず、したがって百姓株も成立していない。このため農村の構造も本土農村とは非常に異なっているといえることができる。⁽⁵⁶⁾

地頭地というのは、そのような地割制下の耕地の一丁目である。北谷間切桑江村の例では地頭地は百姓地や掟地とともに村の耕地の中に特定せられている。⁽⁵⁷⁾ したがって一定の領域を示す語ではないことは明らかである。

地頭地と地頭作得について、次のような史料がある。

諸地頭地之儀、御檢地帳之内畝高被差分、功有る人々へ被下置地にて候、上納は百姓地並代納諸出

米相掛け、地頭之作得は右之地に田畠共かや正米正雑石を付、三ツ割にメ一分は百姓仕得、二分之内公義上納引、残分を作得にして帳面へ相記し、現地面は百姓へ被召授置、百姓より右之作得地頭へ相納候御法様にて候。⁽⁵⁸⁾

これによれば地頭作得とは、地頭地の現実の生産高である正米正雑穀を出し、それを三分して一分を百姓仕得、残った二分のうち公義上納分を差引いたものであるという。⁽⁵⁹⁾

地頭が実際にどのくらいの作得を得ていたかについては近世期の史料は乏しいが、『琉球藩雜記』⁽⁶⁰⁾の中に明治六年の調査が記されている。例示してみよう。

先ず、伊江王子の場合は次のように記入されている。

- 一、家禄 四百石 物成百三拾壹石余 伊江王子
- 一、領地 伊江島 作得五拾四石

奥武親方の場合は次のように記されている。

- 一、家禄 五拾石 物成十六石 奥武親方
- 一、領地 玉城間切奥武村 作得九石

伊江王子は王子家部であるから、地頭としては按司地頭である。⁽⁶¹⁾ 家禄というのは後述する知行のことであり、領地は地頭の対象地である。地頭作得は五十四石である。奥武親方は二方持の脇地頭で

あり、作得は九石である。

これらの作得は家統（家部）の収入にとって大きな意味をもっていただであらう。

(ロ) 知行制

表A(1)、A(2)を見てみると、知行を授与されているのは王子家部四、按司家部三三、総地頭家部三、二方持脇地頭家部一〇二である。合計すれば一三八家部である。知行高を有している家部は結局、士全体の約五パーセントということになる。

知行高から見ると、最大は王子家部で摂政の任にある宜野湾王子の六〇〇石である。総地頭家部で三司官の職にある三人は四〇〇石で他の地頭家部より格段に多い。最小は脇地頭家部の十五石である。

各家部の知行高の総計は一万一千二百四〇石である。

ところで王府財政にとって諸士の知行はどのような位置を占めていたのであろうか。

この点については次節でも検討するが、「一件帳」の別のところに次のような記事がある。

一、諸士知行高壹万六千九拾石

一、現納米八千四百拾壹石八斗六合、内千式百八拾六石三斗六升七合六勺反米扨二出ル。又現納米三千百貳拾五石四斗三升八合四勺⁶²

諸士知行は王府財政の中の給地高の方に含まれることは言うまでもないが、それがやはり一万石余

となっている。しかし実際の納米は反米（本出米）を差引くと三千百二十五石余であることが分る。士族の知行の実際の収入は知行高の約三分一程であったことが分る。

知行は家部（家統）に与えられるのであるが、地頭職や官職とも関連している。家統における知行の増減も単に世代の経過ということだけで起っているわけではない。そこで「向姓家譜」（湧川家）⁶³の例で知行の実態を検討してみよう。

この家統の地頭・知行・官職について一覧表を作ると表Cのようになる。

この家統については前節でも例示したのであるが、尚宣威王から出ている家統で、近世期には一貫して越来間切の総地頭職を授与されていて、越来親方を称している。湧川親方に改称したのは十一世朝略の時で康熙四十二年（一七〇四、宝永一）のことである。

知行についてみると、万曆四十五年（一六一七、元和三）、五世朝首の時はいじめて一〇〇石を受けている。

この時の記事に次のように記されている。

於四十五年（万曆）丁巳歲因撰政尚氏佐敷王子朝昌自甕府帰国照舊賜知行高百石⁶⁴

佐敷王子朝昌は、この後王位を継いで尚豊王となった人である。朝首が知行高を与えられたのは、この佐敷王子の帰国の時であって、旧に照らして与えられているのである。旧に照らしてということが何を意味するのか明確でないが、ここでも地頭制と同様、支配層の古琉球以来の経済的特権を、知

行制という形に編成し直したのではないかと考えられる。

琉球における知行制の成立ということについては、慶長十六年九月十九日付、薩摩藩家老連名で三司官、西来院宛に出された「覚」⁽⁶⁵⁾が起点になっていることは言うまでもない。この中で「悪鬼納井諸嶋高八万九千八拾六石之内、五万石ハ王位之御蔵入ニ可被相定候、残分は諸士江可配分候」と記されているのである。

また慶長十八年九月廿四日付け三原諸右衛門、伊勢兵部少輔連名の三司官宛の書の中で

一、佐敷被成在鹿兒嶋、諸事琉球之儀可有沙汰由被仰出候、因茲新地千石可被進由候事

というのがある。⁽⁶⁶⁾佐敷王子に与えられた新地千石というのがどこのことなのか不明であるし、薩摩藩が与えているということもあるが、琉球士と石高知行ということに関しては早い例ではないだろうか。

さて、五世朝首は天啓二年（一六二二、元和八）に三司官になり、翌年越来間切絵地頭になっている。この時一〇〇石を加増され、合計二〇〇石となっているのである。三司官の知行高は、後に四〇〇石となることはこの家統の十二世朝喬の場合や、表A(2)の例でも知ることが出来るが、天啓三年の時点では二〇〇石であったようである。

六世朝但、七世朝上の時はまた一〇〇石にもどっている。しかし八世朝誠の時八〇石となり、これが三代続き十一世朝略の時に四〇石となっている。十二世朝喬は最初三〇石であるが、加増され五〇

石となる。朝喬は有能であつたらしく、御鎖之側、御書院奉行の官職を歴任し三司官になっている。この時三五〇石が加増され知行高は四〇〇石となっているのである。

朝喬の後については十三世と十四世が八〇石となり、十五世、十六世、十七世が四〇石となっている。

【公事御双紙】⁽⁶⁷⁾の規定によれば

三司官跡目三代迄八十石、四代より四十石、三十石、二十石、十五石迄段々減少被仰付十五石よりは被召揚候

とあるが、乾隆三十年（一七六五、明和二）に十二世朝喬が三司官となった後は大体右の規定通りになっていることを確認出来る。したがってこの時期には知行の制度は確立していたということも出来るよう。

【一件帳】にある湧川親方は十四朝傑であることは前にも述べたが、この人の知行高八〇石というのは三司官の三代目に当るのでそのような石高になっているわけである。

琉球における知行制は、本土武士社会の俸禄（家禄）と違い、家統によって一定しているわけではないという点についてこのように確認出来るのであるが、この点について【一件帳】でも次のように説明している。

一、諸士知行高ハ老万千六百九拾石と申候へ共、此知行高ハ諸士面々よりの勤功又は家の盛衰次第の段々増減有之候ニ付、高ハ究り不申候⁽⁶⁸⁾

(イ) 役知制

役知は王府を構成する諸機構の上級官人に対して与えられる高である。

その内容は大体一定している。「近世地方経済史料」十巻の記事によって一覧表を作ると表Dのようになる。

王府には評定所を中心にして、諸座、諸奉行などの種々の機構があるが、ここに上級官人が配されて、それぞれ役知を受けていたのである。

役知高の最も多いのが那覇役人である里主・御物城と、久米村惣役であり、八〇石である。評定所では御鎖之側が最も多く五〇石であり、次いで御物奉行と申口が四〇石を受けている。評定所の次官に当る吟味役は二〇石である。諸座では御系図座と大與座の王子奉行が三〇石が多い。

那覇役人と久米村惣役が特に多いのは家部への知行を含んでいるからである。

評定所では役知の多少が役柄の軽重を表わしていると見ることが出来る。

御鎖之側は評定所下御座の中では最も重要な役職であり、三司官への昇進はここを経て昇進するという場合が多いようである。

ところで、このような役知の制はいつ頃成立したものであろうか。

「球陽」に次のような記事がある。(崇禎十五年、一六四二)

始メテ御物奉行ノ知行高五十斛、御鎖側ノ知行高一百斛ヲ賜フ。御双紙庫理、平等之側及ビ泊地頭

ハ各知行高五十斛ヲ賜フ⁽⁶⁹⁾

この時期には既に家部(家統)に対する知行制が行なわれていたことは前に見た通りであるが、官職についても別に知行高が与えられるようになったわけであろう。これらの知行は、後に家部(家統)に対する知行と区別して役知と称されるようになったものと思われる。

その区別について、「球陽」の別のところに次のような記事がある。(雍正七、一七二九、尚敬王一七)

モト采地知行ヲ授クル者、及ビ知行高四十石以上ヲ賜フ者ノ嫡長ハ、摺ンデテ官職ヲ授クルモ、而モ年俸ヲ給スルコトナシ。コノ年ニ至リ、采地知行ノ多少ヲ論ゼズ、役職ヲ授クル時ハ、即チ俸米ヲ給スルコトに改定ス⁽⁷⁰⁾

これによれば地頭職を授けられている者や知行高四〇石以上の家統を継いでいる者は、高い官職に就いてもそれに対する年俸は給されていなかったという。しかし雍正七年(一七二九、享保十四)から俸米を給するようになったということである。

この俸米の支給の開始については、「家譜」の記事でも確かめることが出来る。

同七年(雍正七年)己酉十二月朔日任寺社奉行職同十九日廢総横目使寺社奉行兼其事賜役知高二十斛(諸奉行役知自是始、同僚毛氏勝連親方盛友)⁽⁷¹⁾

寺社奉行の役知二〇石はこの時定つたものであることが分る。また他の奉行の役知もこの時定めら

れたことも明らかである。

前掲の崇禎十五年（一六四二、寛永十九）の御物奉行や御鎖之側の知行高は表Dの高と比べて多いが、表Dの高に一定したのが、この雍正七年であろう。

さて、表D及び、表Eによれば、役知高の合計は大体千石である。しかし現納米は三七七石であり、これから更に一一〇石の反米（本出米）が差引かれるので、実際は二六七石の納米ということになる。役知は官職の軽重によって多少があるが、役知を受けている人は三六人であるので、単純に平均してみると一人七石くらいということになる。

この数字は次に述べる下級役人の俸禄である扶持の内容とあまり変わらない額である。

(二) 扶持制

扶持は下級の官職に就いている人に与えられるものである。支給される額が石高で表示されているのであるが、実際は米と雑穀が支給された。「球陽」では切米とも記されている。

どのような官職に就いた場合、何石の扶持を受けるかということに関しては、「近世地方経済史料」十巻にその一覧がある。

一部を例示してみよう。

一、御扶持方八石宛

御書院当

国学講談師匠

田地奉行三人

山奉行三人

一、同七石宛

御右筆主取

御評定所筆者主取

帳主取

漢字御右筆主取

漢文組立役

講談師匠

御右筆三人

漢字御右筆

国学官話師匠

御評定所筆者□人

田地方大屋子三人⁽⁷²⁾

(以下略)

これを扶持の高別に人数のみを表示してみると表Fのようになる。最も多いのが八石であり、少ないのは一石である。

この表で扶持高の総計を計算してみると二千四百石余となる。

扶持は王府からの現米（雑穀）の支給だったようで、諸士の知行、役知とは区別されていて、王府の財政においては所帯高の方で扱われている。表Eによれば諸士扶持方は千九百八十石余となっている。表Fと表Eは時期的なズレがあると思われるので数字は正しく照合はしないが、大体のところ二千石程度とみてよいのではないか。これは所帯高の支出の約十二パーセントであるが、所帯高の支出

の半分以上は薩摩への仕上であるので、それらを差引いて考えてみると、王家の蔵入とほとんど同様な数値となっていることが分る。

扶持制の成立については、王府の行政機構の拡充整備の過程と重なっていること、思われるが、詳しいことは分らない。「球陽」に次のような記事がある。(康熙六、一六六七)

評定所筆者ノ俸禄三斛ヲ加増ス(共二計レバ七石 米四斛雜穀三斛)⁽⁷³⁾

前に掲げた評定所筆者主取の扶持高七石という額はこの時点で定まったものであることが分る。同時に扶持は米だけでなく、雑穀もまじえて支給されていることを確認することが出来る。

また扶持制はこれ以前からあったことも明らかである。おそらく役知など、同じ時期に成立し、その後だん／＼整備されて来たものと思われる。

三、遣使と家部

近世琉球は対外関係の相手として日本(薩摩)と中国を持っており、ここに度々外交使節を送っていた。薩摩へは年に数回、多い年は六回も送っていた。中国へは隔年毎に進貢使が派遣されたが進貢のない年も往來はあった。使節は現地に滞在するのが常であったから王府にとって対外関係を滞りなく維持することは物的な面は勿論、人的な面で大きな負担になっていたものと思われる。

一方士族にとって使者となることは旅役を果すことであり、勲功を重ねることを意味した。した

がって誰が何時、どんな役目で旅役を果すかということは士族にとっての関心事であった筈である。しかしまた、それとともに王府にとって、どのような時にどのような人物を派遣するかということも外交の形式を維持する上で重大な問題であった筈である。

このようなことから、遣使と家部の関係を見でみることで王府の外交の特質の一端が浮かんで来ないだろうか。

そこで試みに尚瀬王の任期中(嘉慶九年、一八〇四、文化一から道光十四年、一八三四、天保五)における薩摩への遣使と中国への遣使についての一覧表を作ってみた。⁽⁷⁴⁾表Bがそれである。

先ず薩摩の遣使についてみると、三〇年の間に王子の遣使が六回、按司の遣使が五回行われている。

王子の遣使の事由は、王の即位のこと、賀大守のこと、冊封使のこと、若君様誕生のことなどである。これらのことは王位に関することや、藩主あるいは島津家に関すること、あるいは中国関係のことであり、王の意志をより親密に伝えるということから家格の高い者が選ばれているのである。王子家部は前節で検討したように、按司家部から昇進する場合があります。表A(1)の羽地王子と浦添王子は国許への使者を勤めたので昇進したということであった。表Bには浦添王子は出ていないが、羽地王子は嘉慶十五年(一八一〇、文化七)に上国している尚氏羽地王子朝美であろうと思われる。

また、本部王子は嘉慶九年(一八〇四、文化一)の使者の時は按司であるが同十四年、十九年の使

者の時には王子となっている。表A(1)では本部按司となっていて、知行高二〇〇石となっているが、この本部按司は本部王子朝美の子であろう。「一件帳」の書上げが行われる前に世代を交替したので、按司となったのではなからうか。

按司の場合も事由は王子の場合とほぼ同じとみてよいのではないだろうか。按司が使者となる場合も、王に代って儀礼の任務を果すという意味があったのであろう。

遣使は多い年では六回も行われているが、大体は親方である。親方は家部でいえば総地頭、脇地頭の地頭家部である。この地頭家部が年頭慶賀使をはじめ日常的な外交の荷い手であったことが分る。

年頭慶賀使は薩摩・琉球関係の開始とともに王子が国賀となったことから始⁷⁵まっているが、十九世紀初頭のこの時期には鹿児島にある琉球館に詰める琉球在番親方としての役目が主なものになっている。「旅衆月数定」によれば

一、年頭御使者は、五月出帆翌十月帰帆、都合十八ヶ月⁷⁶

となっている。一年半の滞在であるが、そのうち半年間は前任者と後任者が重なるという形になるのである。

在薩中の琉球在番親方は、薩摩側の取次役である琉球館閣役と連携して、薩摩側と琉球側の連絡を保っていたのである。⁷⁷

表A(1)の三司官である与那原親方良應、玉城親方盛林、伊江親方朝安は三司官任職の前にいずれも

年頭慶賀使となっているのであり、在番親方の勤めを果していることが分る。

次に中国への遣使についてみてみよう。

この時期には二年一貢が正確に行われている。

また嘉慶十三年（一八〇八、文化五）には冊封正使齊鯤・副使費錫章の臨国があり、それに付随することもある。

進貢使の耳目官・正議大夫に任命されている人々については唐名で記されているので、人物の特定が難しい。しかし家譜や薩摩への遣使と比較することで何人かについては特定出来る。

この時期の使節の姓を列挙してみると、毛、鄭、楊、蔡、向、王、梁、馬、紅である。これらのうち久米士と見られるのは毛、鄭、楊、蔡、王、梁、紅姓である。しかし毛姓の場合、嘉慶二十一年の耳目官である毛維憲は毛姓伊野波家十三世盛盈であるとみられる。⁷⁸伊野波家は中城按司護佐丸から出ている家統であり、首里士である。また向姓の人達も度々使者となっているが、これも首里士である。したがって中国への遣使については久米士が大きな役割を果たしていることには違いないが、首里士の役割も大きいことは見逃してはならないだろう。

久米士は表A(2)を参照してみると惣地頭家部に一家部、二方持脇地頭家部が二四家部、一方持脇地頭家部が一八家部となっている。したがってほとんど毎年の遣使の現実からすれば、久米士だけでは使者の役目を負い切れないということもあつたかもしれない。

また、進貢使の位階について見てみると親方の場合もあるが親雲上が多い。このようにしてみると、使者の頻度の上からも、また人的構成の上からも外交の重点は薩摩との関係の方に置かれていたということが言えるのではないだろうか。

もちろん外交の内実の面についての比較も試みた上でないとその軽重は計れないが、琉球の士族社会にとっては薩摩との関係の方がより大きな部分を占めていたことは否定出来ないのではないかと思われる。

四、王府財政の概要

「一件帳」と「雜記」は、人と家部（家統）の一九世紀前半の実態を伝えているのみではなく、石高制にもとづく琉球王府の財政の実態についても伝えている。

琉球王府の財政については、従来史料が断片的で、全体的な構成についてはなかなか窺うことが出来なかった。これらの史料はそのような状況に対して全体像の概要を示すものとして注目してよい。

さて、「一件帳」「雜記」の記事によって石高制下の琉球府の財政の状況をまとめてみると表Eのようになる。

この表を検討する前に琉球における石高制について先ず確認してみたい。

琉球の石高制は薩摩藩の侵入以後導入されたものであることは言うまでもない。

琉球の石高は慶長十六年に先ず八万九千八拾六石とされ、その後寛永五年に八万三千八拾五石と訂正され、寛永十二年に九万八千八百八拾三石九斗余りとなり、更に享保十二年に九万四千二百三十石七斗九勺四才となったのである。表Eの所帯高の五万五千九百九十二石八斗六升六合二勺六才と、給地高の三万九千三百三十七石八斗四升二合七勺八才を合計すると、当然のことながら右の高と同じになる。「一件帳」の時期は享保十二年に定まった琉球高にもとづいて財政運営がなされていたことを確認することが出来るのである。

さて、表Eをみると財政は所帯高と給地高に分けられている。

所帯高というのは、前に示した慶長十六年の「覚」の文言で言えば「王位之御蔵入」という部分であり、給地高は「諸士江可被配分」という部分に当るものである。

所帯高は五万五千石余となっているが、実際の納米は一万六千石余であることが分る。しかも米だけではなく、粟・雑穀もまじえているのである。

所帯高の部分から支出されているのが先ず御米仕上、部下り米、古米である。この三つは薩摩への上納分である。御米は本出米又は反米とも称されているものである。部下り米は損失を見込んでの付加米である。古米はここでは御米とは別になっているが、実際には御米の一部分として扱われていたようである。在薩の琉球館の費用はこの古米部分から出されていた。また、これらには運賃も含まれている。

ここで本出米（反米）について確認しておきたい。本出米は次のような規定になっている。

宝永六己丑年（康熙四十八）より高巻石に付八升巻合つづ運賃相添巻斗巻升四才相究、惣高相掛り御蔵并知行衆より仕上せ有之候、然ば諸知行運賃之儀、跡々は御蔵より出候得共、天和二年壬戌年（康熙二十一）より運賃迄知行衆へ被仰付由候、是を本出米と云、反米共申候

薩摩への出米等の上納については種々の経過があるが、「一件帳」の時点で言えば本出米（反米）は高一石に一斗一升四才の割合で課されていた。これが所帯高と給地高を合わせた惣高に掛っていたのである。

実際に計算してみよう。所帯高の五万五千九百九十二石余に一斗一升四才を掛けたのが六千六百六十二石四斗一升余となる。また、給地高の三万九千三百三十七石余に同じ数を掛けてみると四千三百六十七石二升となる。これを合計してみると一万三千三百四十九石余となる。これが本出米の額であるというわけであるが、これと同様の数字が反米として「御当国御高並諸上納里積記」と「近世地方経済史料」十巻に記載されている。したがって一万三千三百石程が薩摩へ本出米分として上納されていたということになる。琉球側の負担ということから言えば、本出米の他に賦米、牛馬出米、浮得出米等もあったのであるが、これらは合計して約千五百石程だったと思われる。

表Eの上納分の数字でこのことを確認してみよう。御米仕上、部下り米、古米を合計すると一万二千二百二十三石余である。計算上の数字と正確に合致はしないが、ほぼ同じとみてよからう。これによつ

て一万二百石余が本出米として琉球王府の財政の支出に現実にあることを確認出来るのである。

ここでは給地高の反米が所帯高に含まれている計算になっているが、そのような内部の区分や計算はともかく、上納分の一萬二、三百石というところは定っていて変らない数字であった。実際の上納は薩摩からの種々の注文である御用物代を差引いたり、幕末には貢糖の制も出来たりしている。米を一万二、三百石上納したということでは必ずしもないのであろう。

さて、所帯高の部分で賄なわれたものとして、御米等の他に諸士扶持方、支配入、諸役人飯米諸産遣、蔵入がある。

諸士扶持方については前節で述べたように王府の下級役人に支給される扶持米（雑穀）である。役職に応じて八石から一石宛ずつ支給されるのであるが、合計が千九百八十二石余となっている。

支配入というのは王家の一部をなす中城御殿、大美御殿、野嵩御殿の知行分である。諸役人云々は王府の役人の出張あるいは諸役産の経費である。

これらの他に余った部分が蔵入として扱われている。蔵入の一部は砂糖代納あるいは銭納と記されている。

次に給地高の部分であるが、ここで賄なわれているのが諸士役知、寺院之役知、佐敷御殿、諸士之知行、旅料を含む蔵入である。

役知や知行については前節で検討したのであるが、扶持と違い、実際の納米はずっと少なくなる。

諸士役知は合計で千石(一一一〇石)であるが、実際の納米は三百七十七石余であるといえる。この率は知行の場合も同様である。

また、反米(本出米)についてあるが、役知や知行のそれぞれの高に前出の一斗一升四才を掛けた数を「内、反米何石」と記してある。しかし現高は給地高の約半分であり、これらの反米を合計しても給地高に掛る反米には達しないため、現高に再度同じ数字を掛けて反米を出しているが、これが「別に給地藏より出る反米」の二千百七十八石余である。

役知や知行にかゝる反米と現高の反米を合わせたのが前出の御米仕上世の一部をなしている四千四百四十九石の反米である。

琉球における石高制は、このように表高に一定の割合(高一に一斗一升四勺)を掛けた薩摩への上納の部分と、現高、現納米で計算される国内の部分の二重構造となっていたことを確認出来るのである。ここでは言及していないが、国内の石高支配は農村の地割制等の伝統社会とも相対立している。農村では「かや」「まるき」という単位を石高に換算しているのであるからこれを含めると正確には三重構造をなしていると言った方がよいかもれない。

それはともかく、このように琉球の財政状況を見てみると、琉球の士族社会は経済的には規模の小さい独特の石高制によって裏付けられていたということを確認出来るのである。

あとがき

近世琉球は、近世期の同時期に存在した本土のどの諸藩とも違っているということは、沖縄の歴史に関心を持った者ならば誰でも感じることである。そのような事実を指して独自の国とか、独自の歴史という言い方がなされて来た。

その独自性の淵源は古琉球時代にある。高良倉吉氏によって明らかにされたヒキと庫理という編成が、どのように近世的体制として編成されていったか、あるいは近世的体制がいかに古琉球の編成に規定されているか、という問題を直接的に解明することは難しい問題である。しかし、この問題を考慮に入れなければ近世琉球の真の理解には至らないと思う。

本稿では王を中心とする支配層が、封建的主従制を為しているのではなく、王を唯一の権力の源泉とする求心的構造をもった官僚機構をなしているという想定のもとに、士族の家部(家統)は家産制的構造をもった「家」ではないが、知行制や地頭職といった王府機構を構成する近世的な秩序の主体としての役割をもっていることを提示しようとした。

このような琉球の政治・経済的構造は十世紀を転換期とする日本々土の歴史の中で生み出された武士社会の構造とは明らかに異なっている。

その出発点において「原日本文化と称すべき文化複合の所有者」であった琉球のその後の歴史の展

開が本州中心のそれと異なってくるのはどういふことなのか。
高良倉吉氏はこの点に関しても既に次のように述べている。

「日本列島における中世国家の展開とは区別されるべき琉球王国を、日本史の問題として、あるいは東アジア史の問題としていかに評価すべきかという基本的論点を、これまでの研究は真剣に検討したことさえない。」「琉球・沖縄の歴史と日本社会」(『日本の社会史』1 岩波書店一八八七)」

琉球の歴史が私の想定しているように支配層は王を中心として求心的構造をなし、封建的主従制のような人格的隷属という要素は生じなかったとすれば、同様なことは本州社会にも見い出すことは出来るのか、あるいは広く東アジア・東南アジア諸地域の歴史の中に同様な現象はあるのか。

高良氏の言を私流に受けとめれば、右のようなことになる。それこそ今まで問われたことのない問題である。

それはともかく、家部(家統)の機能的な面はいくらか明らかになったと思うが、その実態的な面についてはまだ手がついていない。

地頭制や知行制についても同じことがいえる。この場合は間切農村の農民と支配層の関係も問われなければならない。

このように多くの問題が未解明のまま、に士族社会の構成について一応の見取図を作ってみた。いくつかの点についてはその問題点がはっきりしたと思うが、多くの間違いもあるかもしれない。御批正

をお願いする次第である。(一九九一・十・十八)

(注)

(1) 高良倉吉「琉球・沖縄の歴史と日本社会」(『日本の社会史』1 岩波書店、一九八七 所収)

同「琉球王国の構造」(吉川弘文館 昭和六二年)

(2) 高良倉吉「琉球王国の構造」(吉川弘文館 昭和六二年)

(3) 安良城盛昭「新・沖縄史論」(沖縄タイムス社 一九八〇年)

同氏「琉球における地割制度の起源と変遷」上・下(『大阪府立大学紀要』八人文社会科学)一九八一・

二所収)

(4) 「那覇市史」資料篇一の七 △解説(田名真之)

(5) これらの点については「琉球評定所文書(書類)」の「日記」等によって知ることが出来る。

(6) 陳捷先「中国的族譜」(行政院文化建設委員会 中華民國七三年)によれば、族譜の内容は、一、譜序、二、譜例、三、姓族源流、四、世系表、五、恩榮記、六、宅里故里、七、祠堂墓家、八、家伝、九、芸文著述から成るといふ。

この点については法政大学比嘉実氏より御教示を得た。

(7) 薩摩藩における系図編纂については、五味克夫「日置島津家文書と島津久慶」一一五(一)、二は「文学科論集」鹿児島大学法文学部紀要 十・十一、三・四・五は「人文学科論集」同 二五、二八、二九 所収)

(8) 奥野彦六郎「沖縄の人事法制史」(至言社 一九七七年)

(9) 拙稿「近世琉球の地頭制について」(未発表)

- (10) 鹿児島県立図書館蔵本の他に、東大史料編さん所島津家文書、磯島津家文書にもある。
- (11) 東大史料編さん所島津家文書
- (12) 「中山王府相卿傳職年譜」(沖縄研究資料6、法政大学沖縄文化研究所 昭和六十一年)
- (13) 「中山世譜」(琉球史料叢書) 四 東京美術 一四六ページ
- (14) 「那覇市史」資料篇一の七 家譜資料三首里系 三八五ページ
- (15) 「中山王府相卿傳職年譜」(右同)。三司官については以下同じ。
- (16) 「那覇市史」資料篇一の二 四一九ページ。四二〇ページ。
- (17) 「近世地方経済史料」十卷(吉川弘文館 昭和四十四年) 三三二ページ。
拙稿「近世琉球の地頭制について」(未発表)
- (18) これらの点については「那覇市史」資料篇一の七に収められている家譜を参照。
- (19) 「那覇市史」資料篇一の七 三六一ページ。
- (20) 同右。一九三ページ。
- (21) 同右。「向姓家譜」(喜屋武家) 参照。
- (22) 同右。「向姓家譜」(湧川家) 参照。
- (23) 同右。「馬姓家譜」(小祿家) 参照。
- (24) 同右。五三一ページ。
- (25) 同右。七五二―七五三ページ。
- (26) 同右。五二五―五二六ページ。
- (27) 同右。五二五―五二六ページ。
- (28) 同右。五二五―五二六ページ。
- (29) 同右。五二五―五二六ページ。

- (30) 同右。七二二ページ。
- (31) 同右。七三九ページ。
- (32) 同右。三〇六ページ。
- (33) 「那覇市史」資料篇一の二 四一―四二ページ。
- (34) 「那覇市史」資料篇一の七。二四―二五ページ。
- (35) この点については研究は不十分である。拙稿「近世琉球の地頭制について」(未発表)
- (36) 「那覇市史」資料篇一の五。別冊
- (37) 「那覇市史」資料篇一の七。四三〇ページ。
- (38) 「近世地方経済史料」十卷 三三一―三三二ページ。
- (39) 同右。三三三―三三三ページ。
- (40) 「那覇市史」資料篇一の八、家譜資料四那覇泊系、三五四―三五五ページ。
- (41) 「那覇市史」資料篇一の七 三八六―三八七ページ。
- (42) 「近世地方経済史料」十卷 三三一―三三二ページ。
- (43) 同右。三八九―三九三ページ。
- (44) 「那覇市史」資料篇一の七。△解説▽
- (45) 地頭についての研究は、地頭地についての研究と、間切の地頭の実態についての二つの方向から進められている。前者の研究として、安良城盛昭「近世琉球の「地頭地」の起源」(東恩納寛惇全集) 付報1所収、同氏「古琉球の「地頭」と「間切」」(同氏)新・沖縄史論「沖縄タイムス社、一九八〇年所収」、高良倉吉「古琉球耕地区分の状況」(同氏)琉球王国史の課題「ひるぎ社、一九八七年所収」などがある。後者の研究として、田名真之「近世地頭制に関する一考察」(琉球の歴史と文化) 本邦書籍 一九八五年所

- 取)がある。また、山本弘文「近世久米島の土地所有と地代」(沖繩久米島)弘文堂 昭和五七年所収) 同氏「近世後期の久米島の土地所有」(沖繩久米島の総合的研究)弘文堂、昭和五九) 拙稿「近世琉球の地頭制について」(未発表)がある。
- (46) 「向姓家譜」(嘉味田家)〔那覇市史〕一の七 三三二ページ
- (47) 「麻姓家譜」(石嶺家)〔那覇市史〕一の七 六一七ページ
- (48) 東恩納寛惇編「南島風土記」(沖繩郷土文化研究会) 六五ページ。
- (49) 前掲拙稿。
- (50) 前掲拙稿。
- (51) 高良倉吉「琉球王国の構造」(吉川弘文館 昭和六二年) 一八七ページ。
- (52) 「辞令書等古文書調査報告書」(沖繩県教育委員会 昭和五三年) 参照。
- (53) 「諸士系紀調部法式」(沖繩県立図書館東恩納文庫蔵) に
一、 授
宰相、三司官、地頭職、御物奉行、申口諸奉行、吟味役
というのがあるが、これは官職等を記す際の用語の統一を図ったものであろう。この史料については
那覇市文化振興課(市史編集室)の田名真之氏より御教示を得た。
- (54) 拙稿「近世農村の成立」(「新琉球史」近世編上 琉球新報社 一九八九年所収)、拙稿「近世琉球の地頭制について」(未発表)
- (55) 薩摩藩の地頭制との比較研究が必要であるが、薩摩藩の地頭制についても未解明な部分が多い。
間切公事帳〔那覇市史〕資料篇一の十に美里間切のものがある。また久米島仲里間切公事帳が「沖繩久米島」資料篇(弘文堂、昭和五八年)に収められている。及び「三司官伊江朝睦日記」〔那覇市史〕資料篇一の二所収)等を参照。
- (56) 拙稿「近世琉球の「地頭制」の問題性」(「近世封建支配と民衆社会」弘文堂 昭和五〇年) 参照。
- (57) 「那覇市史」資料篇一の十に、北谷間切桑江村の「田方芋入帳」が翻刻されている。
- (58) 「近世地方経済史料」第十巻 二九四ページ。
- (59) 山本弘文「近世後期の久米島の土地所有」(「沖繩久米島の総合的研究」弘文堂 昭和五九年 所収) 同氏「近世久米島の土地所有と地代」(「沖繩久米島」弘文堂 昭和五七年所収)
- (60) 「沖繩県史」14 雑纂1 所収
- (61) 按司地頭の地頭地は「按司懸」として区別されているので総地頭のそれと重なることはない。
久米具志川間切諸地頭作得帳(「沖繩久米島」資料編 弘文堂 昭和五八年) 参照。
- (62) 「那覇市史」資料篇一の二 四〇七ページ。
- (63) 「那覇市史」資料篇一の七 一七三ページ。
- (64) 同右。一七七ページ。
- (65) 「那覇市史」資料篇一の二 一六八ページ。
- (66) 「後編旧記雑録」巻六八(鹿兒島県史料 旧記雑録後編四) 所収
- (67) 真境名安興、島倉竜治「沖繩一千年史」四五八ページ。
- (68) 「那覇市史」資料篇一の二 四〇七ページ。
- (69) 「桑江克英訳註球陽」(三)書房、一九七一年) 七九ページ。
- (70) 同右。一六八ページ。
- (71) 「那覇市史」資料篇一の七 三六八ページ。
- (72) 「近世地方経済史料」十巻 三八九—三九三ページ。

- (73) 『桑江克英訳註球陽』(三二書房 一九七二年)九二ページ。
 (74) 『中山世譜』卷十一 及び『中山世譜附卷』卷五(『琉球史料叢書』四、五)
 (75) 同右。
 (76) 『近世地方経済史料』十卷 三八三ページ。
 (77) 『琉球評定所文書(書類)』の「案書」「下状」などによってそのことは確認出来る。
 (78) 『那覇市史』資料篇一の七 七五一ページ。
 (79) これらについては『那覇市史』資料篇一の二参照。
 (80) 同右。
 (81) 同右。
 (82) 『近世地方経済史料』十卷 三〇九ページ。

表 A(1) 19世初期家部知行高別上級十一覧

- <王子家部> 4人
 600石 宜野湾王子 (撰政)
 400 美里王子
 300 羽地王子, 浦添王子
 <按司家部> 23人
 300 今帰仁按司, 読谷山按司, 義村按司
 200 国頭按司, 大村按司, 本部按司
 190 豊見城按司
 150 金武按司, 与那城按司, 真壁按司, 具志川按司
 100 玉川按司, 玉城按司, 小椋按司
 80 豊屋武按司, 高嶺按司, 大宜味按司, 識得久按司, 伊江按司, 大里按司
 40 名護按司, 仲里按司, 勝連按司
 <絵地頭家部> 35人
 400 与那原親方, 玉城親方, 伊江親方 (三司官)
 80 湧川親方, 池城親方, 宮平親方, 豊屋武親方, 識名親方, 幸地親雲上, 佐渡山親雲上, 小椋親雲上, 高原里主, 具志頭里主, 譜久山里主
 60 知念親方
 50 伊野波親方
 40 田島親方, 大宜味親方, 伊舍堂親方, 座喜味親方, 兼城親方, 勝連親雲上, 西平親雲上, 東風平里主, 譜久村里主 (森山親方)
 30 大城親雲上, 上間親雲上, 久志親雲上, 宜野山親雲上
 20 摩文仁親雲上, 富川親雲上, 具志川, 仲田/名護親方 (久米村)
 <二方持絵地頭家部> 102人
 80 宜寿次親方, 内間親方, 奥平親方, 松島親方, 阿波根親方 (以上首里士) / 世名城親方 (久米村、惣役)

- 50 松川親方
知花親方, 豊平親方, 仲村親方, 屋比久親方, 喜敷親方, 野国親方, 辺土名親方, 伊志嶺親方, 東風平親方, 安里親方, 牧濤親方, 小波津親方, 大山親方, 城間親方, 其玉橋親方, 称朝親方, 沢砥親雲上, 天久親雲上, 富永親雲上, 亀川親雲上, 山川里主当間 (以上首里士) / 宮城親雲上, 目取真親雲上, 安次嶺里主, 屋富祖 (以上久米村士)
- 30 島袋親雲上, 津崎山親雲上, 兼本親雲上, 高良親雲上, 糸濱親雲上, 徳嶺親雲上, 慶世親雲上, 前川親雲上, 柳原親雲上, 富里親雲上, 宮里親雲上, 糸敷親雲上, 仲井間親雲上, 山内親雲上, 野村親雲上, 佐久田親雲上, 安谷屋親雲上, 武島親雲上, 富浜親雲上, 与庭親雲上, 手登根親雲上, 和字庭親雲上, 桃原親雲上, 豊見山親雲上, 永山親雲上, 我如古親雲上, 喜名里主, 立津里主 (以上首里士) / 我嶺親雲上, 当間親雲上, 牧志親雲上 (以上久米村士)
- 20 仲吉親雲上, 喜舍場親雲上, 長堂親雲上, 盛島親雲上, 普天間親雲上, 喜如嘉親雲上, 内間親雲上, 田濤親雲上, 湊川親雲上, 富名腰富盛親雲上, 平良親雲上, 与那朝親雲上, 熱田親雲上, 屋部里主, 西平, 恩河 (以上首里士) / 琴宮城親方, 翁長親方, 古波蔵親方, 砂辺親雲上, 普久嶺親雲上, 大嶺里主, 志多伯秀才 (以上久米村士)
- 15 浜元親雲上, 源河親雲上, 伊良波親雲上, 外間親雲上, 翁長親雲上, 神村親雲上, 喜味田親雲上, 新城親雲上, 富平親雲上, 江別親雲上, 神谷親雲上, 五代勢親雲上, 多濤良親雲上, 幸喜親雲上, 奥本親雲上, 大工廻親雲上, 末吉親雲上, 津波古親雲上, 伊楚親雲上, 天願親雲上, 照屋親雲上, 新田親雲上, 渡久山親雲上, 富村, 胡屋, 垣花里主, 松村, 柴田親雲上 (以上首里士) / 亀島親雲上, 福地親雲上, 宇地原親雲上, 仲村堤親雲上, 池宮城親雲上, 備間親雲上, 湖城親雲上, 伊計里主, 伊差川若秀才 (以上久米村士)
- <一方持懸地頭家部>
109家部 首里士
18 ♪ 久米士
16 ♪ 那覇士
1 ♪ 泊士

表A(2) 19C 初頭家部別知行高一覧 (首里士, 那覇士, 泊士)

知行高	家部	王子家部	按司家部	総地頭家部	二方持懸地頭家部	一方持懸地頭家部	計
600		1					1
400		1		3			4
300		2					5
250							
200				3			3
190				1			1
150				4			4
120							
100				3			3
80				6		5(1)	3
60				1			23(1)
50				1	1		1
40				3	22(4)		2
30				4	28(3)		35(4)
20				4(1)	19(7)		32(3)
15					27(9)		23(8)
0							27(9)
家部計		4	23	35(1)	102(24)	109(18) [16] [1]	109(18) [16] [1]
知行高計		1,600	3,190	2,870(20)	2,955(605)	10970 [16] [1]	27343 [16] [1]

(注) () は久米士 [] は那覇士, 泊士である。

「琉球一件帳」〔那覇市史〕資料篇1の2), 「琉球雜記」(東大史料編さん所蔵) より作成。

表A(3) 家部数 (上級士, 百姓を含む)

場所	家部数
首里	533
真和志の平等	603
南風の平等	361
西の平等	1,497
計	1,242
那覇及久米村	259
西村	174
東村	232
若狭村	221
泉崎村	354
久米村	1,242
計	2,958
泊村	219
合計	2,958

(注)「琉球一件帳」(『那覇市史』資料篇1の2),「琉球雜記」(東大史料編さん所蔵)より作成。
 これは上級士(首里273家部, 久米43家部, 那覇16家部, 泊1家部)及び百姓の家数を含んだ数字と思われる。

表B 尚瀨王代(19C初)遣使

年	薩		中		国	
	使者	事項	使者	事項	使者	事項
嘉慶9	翁氏安谷屋親雲上盛綱	高成王薨逝	毛廷勳(?)	進貢		
〃	向氏本部按司朝来	尚瀨王即位	鄭国鼎			
〃	馬氏与那原親方良徳	年頭慶賀	楊克敏	進貢		
10	翁氏佐久間親方盛寧	年頭慶賀	梁邦新	梁氏親里親方邦新(14年上国)		
〃	尚氏號谷山王子朝敷	謝王即位				
〃	馬氏小樽親方良和	謝王即位副使				
〃	金氏久志親雲上安昌	謝尚成王薨奠銀				
〃	馬氏幸地親方良輔	年頭慶賀使				
〃	向氏奥平親方朝憲	年頭慶賀使				
12	武氏波名喜親方崇任	謝天使臨國銀兩				
〃	向氏喜納親方朝賀	江府遣使慶府に至るを敬謝				
〃	向氏熱田親雲上朝良	慶明冊使臨國				
13	向氏大宜味親方朝登	年頭慶賀使				
〃	向氏大山親方朝常	接貢船新徳失銀の旨を請う				
〃	東氏知念親方致方	年頭慶賀使				
14	尚氏本部王子朝英	賀大守棟承批				
〃	尚氏松島親方朝康	寔明冊使臨國				
〃	梁氏親里親方邦新	寔報進貢兼請封使者				
〃	向氏當間親方朝祥	年頭慶賀使				
15						

15	尚氏羽城王子朝美	冊封典禮全竣	正議大夫	蔡聲榮	
〃	毛氏在波山親方安春	稟報謝恩体回国	耳目官	向謹	毛氏伊差川親雲上 (19年上国)
16	翁氏玉城親方盛林	年頭慶賀使	正議大夫	毛廷器	
17	向氏伊江親方朝安	年頭慶賀使			
〃	向氏内間親雲上朝宣	返上物事領			
18	毛氏池城親方安昆	年頭慶賀使			
〃	向氏其壁按司朝憲	賀若殿様長子			
〃	馬氏棟原親方良光	賀批次郎様九男	耳目官	向嶽	進貢
19	向氏松島親方朝常	年頭慶賀使	正議大夫	鄭嘉訓	古波藏親雲上 (21年上国)
〃	向氏鑑名親雲上朝英	賀大御厨居様回国			
〃	向氏野国親方朝憲	賀治五郎様二男			
〃	毛氏伊差川親雲上廷器	稟報進貢使回国			
〃	尚氏本部王子朝英	若君様誕生			
20	向氏湧川親方朝傑	年頭慶賀使	耳目官	毛維密	進貢
21	向氏阿波根親方朝敦	年頭慶賀使	正議大夫	蔡次九	
〃	向氏松川親雲上朝易	稟報進貢使回国			
〃	鄭嘉訓古波藏親雲上	為文字御覽			
22	翁氏伊舍堂親方盛元	年頭慶賀使	耳目官	毛惟新	進貢
23	馬氏宮平親方良綱	年頭慶賀使	正議大夫	鄭克新	
〃	翁氏玉城親方盛林	為示聖旨	耳目官	向邦正	進貢
24	向氏喜屋武親方朝郁	年頭慶賀使			
25	向氏伊志嶺親方朝棟	年頭慶賀使			

25	向氏玉城年按司朝昆	慶賀太守様盟中將位	正議大夫	蔡聲基	
〃	毛氏澤低紙親雲上安度	稟報進貢使回国			
道光 1	向氏鑑名親方朝英	年頭慶賀使	王甥	向廷謀	慶賀皇上登極
2	向氏松川親方朝易	年頭慶賀使	正議大夫	鄭文珠	
〃	耳目官富永親雲上朝幸	稟報進貢使回国	耳目官	毛樹德	進貢
3	毛氏伊野波親方盛盈	年頭慶賀使回国	正議大夫	王士淳	
〃	向氏伊是名親方朝英	稟報慶賀使	耳目官	向廷措	進貢
4	向氏小波津親方朝用	年頭慶賀使	正議大夫	梁光地	
〃	毛氏澤低紙親方安度	稟請納以黃金			
〃	耳目官毛氏武嶋親雲上盛元	進貢使巨漂到蘇州			
〃	正議大夫王士倅親名波親雲上	〃			
5	東氏大山親方政綱	年頭慶賀使			
〃	翁氏伊舍堂里之子親雲上盛昆	機值宮求米穀	紫巾官	馬開基	進表謝恩
〃	毛氏盛喜味親方盛珍	年頭慶賀使	正議大夫	梁文煇	
〃	向氏盛島親雲上期昆	稟明進貢事竣			
7	馬氏与那原親方良綱	年頭慶賀使	耳目官	毛世輝	進貢
〃	尚氏義村王子朝顯	稟請棉帛	正議大夫	權德昌	
〃	向氏城間親方朝平	稟報進貢使	耳目官		
8	馬氏幸地親方良恩	稟報進貢謝恩事竣			
〃	向氏伊是名親方朝英	年頭慶賀使			
9	翁氏安谷尾親方盛綱	稟請先荒黑糖			
〃	毛氏安里親方安郁	年頭慶賀使	耳目官	向国壁	進貢
10					

10	毛氏我謝親雲上盛保	粟報進貢使回國	正議大夫	王五列	進貢
11	馬氏安室親方良道	謝恩太上王掃致	年頭慶賀使	耳目官	
12	向氏野村親方朝慈	年頭慶賀使	正議大夫	向永昌 鄭澤中	
13	尚氏豊見城王子朝春(卒)	謝准王上即位	同 上		
14	向氏普天間親雲上朝典	謝准太上王掃致			
15	毛氏澤紙親方安茂	粟報進貢事埃			
16	向氏宇地原親雲上朝昇	太信院掃覽			
17	向氏手登根親雲上朝用	太信院掃覽			
18	向氏益成按司朝英	賀太守掃覽正四位下			
19	向氏与那城按司朝宜	年頭慶賀使			
20	馬氏幸地親方良恩	年頭慶賀使			
21	馬氏小椋親方良綱	年頭慶賀使			
22	向氏策風平親方朝亨(斃)	年頭慶賀使			
23	向氏策風平親方朝亨(斃)	年頭慶賀使			
24	向氏古堅親雲上朝郁	同 上	耳目官	向如山	
25	向氏知花親雲上朝得	高瀬王髻	正議大夫	紅泰照	

(注) 「中山世譜附卷」 卷 5 (「琉球史料叢書」 五 P 83~99) 及び「中山世譜」 卷 11 (「琉球史料叢書」 四 P 194~234) より作成。

表 C 地頭・知行・官職 (「向姓家譜」湧川家)

世	地	頭	知	行	歴任した主な官職	備	考
一世朝理 (越来王子)	成化13. 越来間切釜地頭						
二世朝孟 (勝連王子)	嘉祐年間勝連間切釜地頭						
三世朝復 (見里按司)	嘉祐6. 越来間切見里地頭						
四世朝順 (見里按司)	万曆10. 越来間切見里地頭						
五世朝首 (越来親方)	万曆年間西原間切内田地頭 天啓3. 越来間切釜地頭	万曆43. 100石 天啓3. 加増100石 (計200石)			天啓2. 三司官		
六世朝臣 (越来親方)	崇禎1. 西原間切我謝与那城地頭 2. 越来間切釜地頭	崇禎2. 100石			崇禎5. 泊地頭		
六世朝上 (越来親方)	万曆46. 勝連間切平安座地頭 崇禎11. 越来間切釜地頭	崇禎10. 100石			崇禎2. 那覇里主 9. 倒旗之側		
六世朝成 (越来親方)	崇禎16. 王城間切糸敷地頭 順治4. 越来間切知花地頭 11. 越来間切釜地頭	崇禎11. 50石 13. 加増30石 (計80石)			順治5. 申口方吟味役 11. 那覇里主 19. 平等之側 20. 御及紙處理 23. 倒旗之側 29. 高奉行		
九世朝盛 (越来親方)	康熙12. 知念間切久高地頭 13. 知念間切志喜屋地頭 18. 具志川間切太田地頭 22. 越来間切釜地頭	康熙22. 80石			康熙17. 申口方吟味役 19. 平等之側 20. 御及紙處理 23. 倒旗之側 29. 高奉行		
十世朝宴 (越来親雲上)	康熙37. 越来間切釜地頭	康熙37. 80石			康熙36. 寺社奉行		康熙37年2才才卒

十一世朝睦 (湧川親方)	康熙37. 越来間切総地頭	康熙37. 40石	康熙52. 申口方日帳主取 ◇ 53. 御物奉行方吟味役 ◇ 55. 申口方吟味役 雍正2. 寺社奉行 ◇ 9. 高奉行	康熙42. 越来を湧川と改名
十二世朝高 (湧川親方)	雍正3. 越来間切総地頭	雍正3. 30石	乾隆1. 下蔵理当 ◇ 5. 御書院当 ◇ 7. 申口方吟味 ◇ 11. 那覇里主 ◇ 13. 申口方吟味 ◇ 15. 平等之側 ◇ 16. 御旗之側 ◇ 24. 御書院奉行 ◇ 30. 三司官	
十三世朝興 (湧川親方)	乾隆32. 南風原間切宮屋武地頭 ◇ 42. 越来間切総地頭	乾隆35. 40石 ◇ 42. 加増40石 (計80石)	乾隆27. 取納奉行 ◇ 36. 寺社奉行 ◇ 37. 御物奉行 ◇ 42. 高奉行 ◇ 46. 御書院奉行 ◇ 48. 御系廻奉行	
十四世朝傑 (湧川親方)			嘉慶1. 取納奉行	

十四世朝傑 (湧川親方)	嘉慶4. 久志間切辺野古地頭 嘉慶8. 越来間切地頭	嘉慶8. 80石	◇ 4. 申口方日帳主取 ◇ 7. 那覇里主 ◇ 9. 泊地頭 ◇ 9. 御旗之側 ◇ 16. 寺社奉行 ◇ 18. 御物奉行	嘉慶20. 年頭慶賀使
十五世朝郁	道光2. 越来間切総地頭	道光2. 40石	道光4. 申口方吟味 ◇ 8. 泊地頭 ◇ 8. 寺社奉行 ◇ 15. 大興奉行	
十六世朝愛	道光18. 越来間切総地頭	道光18. 30石 ◇ 26. 加増10石 (計40石)	道光21. 用意方吟味 ◇ 26. 平等之側 ◇ 26. 寺社奉行 咸豊1. 大興奉行 ◇ 7. 寺社奉行	
十七世朝功	咸豊11. 越来間切総地頭	咸豊11. 30石	咸豊7. 高奉行 ◇ 9. 田地奉行 同治1. 申口方吟味 ◇ 3. 那覇里主 ◇ 5. 御旗之側	

(注) 【向姓家譜】(湧川家)【那覇市史】資料篇1の7. 家譜資料(三)首里系173ページから198ページより作成。

所帯高	給地高	区分		石	高	備考
		現高入	現高入			
		現高入	現高入	55,092石8斗6升6合2勺6才		(6,062.41 本出米)
		内粟	内粟	16,693. 5. 7. 8. 8. 3		
		内雑石(マヅ)	内雑石(マヅ)	11,893. 1. 0. 9. 4. 3		
		御米仕上也	御米仕上也	1,670. 0. 7. 9. 0. 0		内4,449石7. 8斗給地高より出る。
		部下り米	部下り米	3,130. 3. 9. 9. 2. 8		
		古米	古米	8,659. 2. 2. 5. 0. 0		
		諸士扶持方	諸士扶持方	554. 4. 4. 8. 8. 2		
		支配人	支配人	1,000. 0. 0. 0. 0. 0		内100石琉館造
		諸役人田舎行販米、諸座遣入	諸役人田舎行販米、諸座遣入	1,982. 3. 2. 2. 5. 5		中城御殿、大栗御殿、野苜御殿知行
				824. 1. 1. 2. 1. 4		
				795. 0. 0. 0. 0. 0		
				2,519. 8. 6. 7. 8. 5		
				39,137. 8. 4. 2. 7. 8		(4,306. 72 本出米)
				19,336. 6. 1. 9. 6. 3		四ツ美支配で引入19,801石2. 2. 3. 1. 5
				7,291. 0. 4. 0. 2. 5		

表 E 19世紀初期琉球国財政概要

表 D 役知一覧

部局	官職	役知高
奥書院	奉行親方 3人	30石
御近習	頭 1人	30石
評定所	撰政 (1人) 三司官 (3人) 御物奉行 3人 同吟味役 3人 御鎖之側 1人 日帳主取 2人 御双紙こおり 1人 同吟味役 1人 平等之側 1人 同吟味役 1人 泊地頭 1人 同吟味役 1人	(御知行御役知) 40石 20石 50石 20石 40石 20石 40石 20石 20石 40石 20石
寺社奉行	按司奉行 1人 親方奉行 1人	20石 20石
御系図座	王子奉行 1人 按司奉行 1人 親方奉行 1人	30石 20石 20石
大與座	王子奉行 1人 按司奉行 1人 親方奉行 1人	30石 20石 20石
高奉行所	親方奉行 1人	20石
勘定座	親方奉行 1人	20石
国学	按司奉行 1人 親方奉行 1人	20石 20石
那覇	里主 1人 御物城 1人	80石 80石
久米村	惣役 1人 長史 2人	80石 (知行高家禄相込) 20石
合計	36人	1,110石

(注) 『近世地方経済史料』10巻 P 316~335より作成。

表F 石高別扶持方人数

石高	人数	石高計
8石	8人	64石
7〃	15	105
6〃	43	258
5〃	107	535
4.5〃	8	36
4〃	128	512
3.5〃	2	7
3〃	118	354
2.5〃	18	45
2〃	196	392
1.5〃	62	93
1〃	3	3
計	708人	2,404石

(注) 【近世地方経済史料】10巻P389-393より作成。

出		
<支	1,000. 0. 0. 0. 0. 0	
士	377. 4. 0. 0. 0. 0	内, 反米110石0. 4. 0. 0. 0
役	422. 0. 0. 0. 0. 0	
知	159. 2. 6. 2. 8. 0	内, 反米46石4. 3. 6. 8. 8
米	500. 0. 0. 0. 0. 0	
現	188. 7. 0. 0. 0. 0	内, 反米55石0. 2. 0. 0. 0
納	11. 690. 0. 0. 0. 0. 0	
御	4,411. 8. 0. 6. 0. 0	内, 反米1,286石3. 6. 7. 6. 0
殿	5,724. 6. 1. 9. 6. 3	
米	4,500. 0. 0. 0. 0. 0	内, 反米495石1. 8. 0. 0. 0
現	1,698. 3. 0. 0. 0. 0	
納	1,224. 6. 1. 9. 6. 3	
入	462. 3. 7. 1. 4. 0	内, 反米134石7. 5. 7. 1. 4
料	2,178. 9. 2. 6. 6. 0	
内		
旅		
納		
米		
給		
地		
米		
現		
納		
米		
※別に給地蔵より出る反米		

(注) 【琉球雑記】(東大史料編纂所蔵)及び【那覇市史】(那覇市史)資料値1の2)より作成。
 【別に給地蔵より出る反米】2,178石余の出所については不明である。この数字と「諸士役知」以下の「内, 反米-」を加えさらに所部方に入っている支配人の御殿の反米を加えたものが4,449石余で仕上世御米の中心をなしている。